

諮 問

農林物資規格調査会長 殿

農林水産大臣 齋藤 健

日本農林規格の制定等について（諮問）

下記1から3までに掲げる日本農林規格については制定を行う必要があることから、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成29年法律第70号）附則第2条第1項の規定によりその例によることとされる同法第1条の規定による改正後の日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第3条第4項に基づき、下記4に掲げる日本農林規格については改正を、下記5及び6に掲げる日本農林規格については確認を行う必要があることから、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

【制定】

- 1 日持ち生産管理切り花の日本農林規格
- 2 べにふうき緑茶中のメチル化カテキンの定量－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格
- 3 ウンシュウミカン中の β -クリプトキサンチンの定量－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格

【改正】

- 4 有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）

【確認】

- 5 畳表の日本農林規格（平成19年8月2日農林水産省告示第1017号）
- 6 生産情報公表養殖魚の日本農林規格（平成20年3月21日農林水産省告示第416号）